

## 下水道

### 下水道工事のお知らせ

11月30日(月)まで、大野台七丁目地内で汚水管整備工事を行います。



工事期間中は、騒音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ 下水道グループ ☎366-0011

## 水道

### 水道工事のお知らせ

12月28日(月)まで、大野台七丁目地内で水道管耐震化工事を行います。



工事期間中は、騒音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ 上水道グループ ☎366-0011

### 悪質な業者にご注意

市から委託を受けて、水質検査や水道管の洗浄をしているかのような紛らわしい言葉を使った電話や訪問をする業者が増えていきます。市では、水道管や蛇口の洗浄は一切行っていません。少しでも不審に思うときは、身分証明書の提示を求め、市へ問い合わせてください。

問い合わせ 上水道グループ ☎366-0011

### 開栓・閉栓の届け出

水道の使用を始めるときや、転出などで使用しなくなるときは、必ず転入・転出の2日前までに上下水道部お客様センターへ届け出てください。閉栓時には、その場で上下水道料金を精算します。

問い合わせ 上下水道部お客様センター ☎349-9476

## 相談

### 特設行政相談

19日(月)～25日(日)は行政相談週間です。総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、行政相談所を開設します。

とき 21日(水)午後1時～4時 ところ 堺市産業振興センター・コンベンションホール(堺市北区長曾根町/南海高野線「中百舌鳥駅」下車)

問い合わせ 近畿管区行政評価局 ☎06-6941-8358

### 行政書士による無料相談

相続・遺言、成年後見制度、法人設立、許認可の相談、契約書作成などに関する相談です。

とき 16日(金)午後1時～5時 ※事前予約制  
ところ 市役所別館・相談室A 定員 4組(先着順) 申し込み・問い合わせ 電話で大阪府行政書士会大阪支部 ☎365-7690

## 10月は、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間

### なくそう部落差別

結婚差別や就職差別などは重大な人権侵害です。「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、部落差別事象を引き起こす恐れのある個人および土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。部落差別につながる恐れのある調査の依頼をやめ、差別のない人権の尊重された社会を築いていきましょう。

また、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

問い合わせ 大阪府府民文化人権局人権擁護課人権・同和企画グループ ☎06-6210-9282 【本人通知制度に関する問い合わせ】市民窓口グループ ☎366-0011

### アイヌの人々に関する相談を受け付け

相談専用フリーダイヤル ☎0120-771-208

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でも相談してください。

とき 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時

問い合わせ (公財)人権教育啓発推進センター ☎03-5777-1802

## 募金

### 赤い羽根共同募金運動が始まります

1日(木)から12月31日(木)まで共同募金(一般募金・歳末たすけあい募金)を全国一斉に行います。いただいた寄付金は、府内の社会福祉施設など地域の福祉活動に役立てられるほか、一部を積み立て、災害時のボランティアセンターの設置など、被災地支援に活用します。ご支援とご協力をお願いします。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎367-1761

## 皆さんの善意

### 【社会福祉協議会・善意銀行へ】社会福祉に

◇狭山高校 手づくりマスクを ◇匿名(西山台五丁目)3万円を ◇野並亮介(大野台六丁目)書籍を

### その身元調査は必要ですか？

この法律は、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

戸籍・住民票は原則として本人以外は、弁護士や司法書士などが職務目的で入手することしかできません。委任状の偽造などによる不正取得は違法行為です。市では、住民票の写しなどの第三者交付について、事前登録した人への本人通知制度を設けています。

## いろいろな相談

相談内容	とき(指定日以外の休日を除く)
市民相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談(1人30分間)	水曜日午後1時～4時
☑司法書士による無料相談(1人30分間)	19日(月)午後1時～4時
☑人権擁護委員による相談	15日(休)午後1時～4時
人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011	
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談	5日(月)・13日(火)・27日(火)午後2時～4時、17日(土)午前10時～午後0時
きらっとぴあ ☎247-7047	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時
☑ひとり親家庭相談	
子育て支援グループ ☎366-0011	
ひとり親家庭相談	3日(土)・17日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	9日(金)午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	17日(土)午後1時～2時
中山 ☎365-2164	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☑発達をサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん ☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UPっぴ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	
☑消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時、午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400(農政商工グループ内)	
☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	20日(火)午後1時～4時
農政商工グループ ☎366-0011	
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789(農政商工グループ内)	
☑若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	7日(水)・21日(水)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
☑進路・教育相談	月～木曜日午前9時～午後5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909または学校教育グループ ☎366-0011	
☑専門家による特別進路・教育相談	15日(休)午後2時～午後5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909または学校教育グループ ☎366-0011	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター ☎365-2941、ニュータウンサテライト ☎366-5566	
心配ごと相談(日常生活における悩み)	5日(月)・19日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
地域担当の相談員による福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
【狭山中学校区】市役所南館(丹 ☎070-6500-9856)、【南中学校区】自然舎(野口 ☎080-1473-5125)、【第三中学校区】社会福祉協議会(谷川 ☎367-1761)	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病) ☎365-1144、相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

インターネットでも情報を発信しています

大阪狭山市公式 WEB サイト  
http://www.city.osakasayama.osaka.jp

SNS へのお友だち登録をお願いします

city.osakasayama

@osakasayama

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分  
■土曜開庁日/午前9時～午後0時  
第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。  
部署によっては、取り扱えない業務もあります。事前に問い合わせてください。

10月の土曜開庁日 3日 17日



公共施設連絡先  
かけ間違いにご注意ください

- 市役所 ☎072-366-0011
- 上下水道部 ☎072-366-0011
- ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011
- 市立コミュニティセンター ☎072-366-0077
- SAYAKA ホール ☎072-365-8700
- 市立公民館 ☎072-366-0070
- 図書館 ☎072-366-0071
- 保健センター ☎072-367-1300
- さやま荘・さつき荘 ☎072-366-2022
- 狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-367-8891
- 総合体育館 ☎072-365-5250
- 池尻体育館 ☎072-365-7303
- ふれあいスポーツ広場 ☎072-368-2081
- 社会教育センター ☎072-368-0121
- 市民ふれあいの里 ☎072-366-1616
- 社会福祉協議会 ☎072-367-1761
- 消防本部・消防署 ☎072-366-0055
- 消防署ニュータウン出張所 ☎072-368-0119
- 市民活動支援センター ☎072-366-4664
- 基幹相談支援センター ☎072-365-1144
- 地域包括支援センター ☎072-368-9922
- ニュータウンサテライト ☎072-366-5566
- 生活サポートセンター ☎072-368-9955
- きらっとぴあ(男女共同参画推進センター) ☎072-247-7047
- ぽっぽえん(子育て支援センター) ☎072-360-0022
- UPっぴ(子育て交流ひろば) ☎072-360-4320
- (世代間交流ひろば) ☎072-360-4321
- 富田林保健所 ☎0721-23-2681
- 黒山警察署 ☎072-362-1234

新型コロナウイルス感染状況により、市主催事業などを中止・延期する場合があります。最新情報は市ホームページなどでお知らせします。

## 福祉

### さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

**カフェ一覧 ※いずれも利用料100円**  
**さくらあつたかカフェ☎288-4381**

**とき** 11日(日)午後2時～4時30分 **ところ** さくらの杜・半田(半田三丁目)

**げんきカフェ☎366-6535**

**とき** 14日(水)午後2時～4時30分 **ところ** げんき館(茱萸木三丁目)

**カフェおもちゃ館☎365-6688**

**とき** 17日(土)午後2時～4時 **ところ** リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

**くみのきカフェ☎368-2777**

**とき** 月～金曜日午後2時～4時 **ところ** 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)

**カフェ笑(しょう)☎320-8268**

**とき** 4日(日)・18日(日)午前9時～午後2時 **ところ** デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

**問い合わせ** 高齢介護グループ☎349-9416

### 難病患者等見舞金を支給します

**対象** 次の条件をすべて満たす人。●11月15日現在、難病(難病患者に対する医療に関する法律に基づく指定難病の333疾病)または小児慢性特定疾病(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病の762疾病)にり患している人、●8月16日以前から市の住民基本台帳に記録されている人、●支給対象者の属する世帯員すべての人が市民税が非課税または減免されていること ※対象疾病などは、大阪府ホームページで確認してください **支給額** 1万円 **申し込み** 大阪府が発行する医療受

### 「カフェさつき」10月の営業日

**とき** 7日(水)・21日(水)午前11時～午後2時 **ところ** さつき荘 **メニュー** さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円  
 障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。  
**問い合わせ** 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022

給者証など疾病のり患を確認できるもの、振込口座が確認できるものの写し、課税証明書(令和2年1月1日現在で、市の住民基本台帳に記録されていない場合)、印鑑(直接の場合)を、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送または直接。31日(土)消印有効 ※土・日曜日を除く。ただし3日(土)・17日(土)は午前中のみ受け付け。昨年度の給付金受給者には案内と申請書を送付します。期間内に申請がない場合は支給されません

**問い合わせ** 福祉グループ☎349-9407

### 難病とつきあうよりあい

**とき** 28日(水)午後2時～4時 **ところ** 市役所・第1会議室 **対象** 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) **内容** 患者や家族同士の交流 **参加費** 無料 **問い合わせ** 自然舎(野口)☎080-1473-5125)

### 家族介護慰労金を支給します

介護保険で要介護4または5に認定された人を、1年以上介護保険のサービスを利用せず在宅で介護した家族に対して、家族介護慰労金を支給します。市民税非課税世帯であることなど支給要件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

**問い合わせ** 高齢介護グループ☎349-9416

## 税

### 税理士による無料税務相談

所得税、相続税や経理などの相談ができます。	
とき	ところ
15日(水)・11月5日(水)	市役所・ミーティングルーム
7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)・11月4日(水)	富田林納税協会(富田林市若松町西)

※いずれも午後1時～4時(1人30分程度)

**申し込み・問い合わせ** 電話で近畿税理士会富田林支部☎0721-25-6250

### 納税メモ

11月2日(月)は、市市民税の第3期分の納期限です。近くの金融機関またはコンビニエンスストア、またはスマホ決済で納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務

グループへ納付方法を相談してください。また、督促状を発送してから一定期間経過後、未納の人にはショートメッセージサービスにより納付を呼びかける場合があります。

**問い合わせ** 税務グループ☎349-9400

## 医療

### 重度障がい者医療証・ひとり親家庭医療証の更新

重度障がい者医療証、ひとり親家庭医療証の有効期限は31日(土)です。引き続き該当する人には所得状況などを確認し、新しい医療証を送付します。

11月以降に受診するときは、新しい医療証を医療機関窓口で提示してください。また、医療証を持っていない人で、対象要件を満たす人は問い合わせてください。

#### 【重度障がい者医療】

**対象** 次のいずれかに該当し、下表の所得要件を満たす人(ただし、生活保護を受けている人は除く)。●身体障がい者手帳1級または2級を持つ人、●療育手帳Aを持つ人、●療育手帳B1と身体障がい者手帳を持つ人、●精神障がい者保健福祉手帳1級を持つ人、●特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を持つ人で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する人 **手続きに必要なもの** 対象となる要件の手帳や受給者証、健康保険証など ※令和2年1月1日時点で、市の住民基本台帳に記録のない人は所得確認が必要で

#### ■重度障がい者医療の所得要件

扶養親族などの数	所得制限額
0人	462万1,000円
1人	500万1,000円
2人	538万1,000円

#### 【ひとり親家庭医療】

**対象** 次に該当し、右表の所得要件を満たす人(ただし、生活保護を受けている人は除く)。●ひとり親家庭(もしくは準ずる家庭)で18歳以下の子(18歳に達した年度末まで)と、その子を監護する父または母、もしくはその子を養育する人 **手続きに必要なもの** 児童扶養手当の証書または公的年金などの証書、健康保険証、戸籍謄本 ※令和

**ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか**

まずは医師や薬剤師に相談してください

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9472

2年1月1日時点で、市の住民基本台帳に記録のない人は所得確認が必要です

#### ■ひとり親家庭医療の所得要件

扶養親族などの数	所得制限額	
	父または母、養育者	扶養義務者など
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

※扶養親族などの数が3人目以降は、1人につき38万円を加算します。各種控除がありますので、詳しくは問い合わせてください

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9472

## 国民健康保険

### 保険料は便利な口座振替で

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付は、便利で確実な口座振替を利用してください。納付通知書と預金通帳、通帳に使用している印鑑を持って、指定金融機関で申し込んでください。また、市では口座振替推進の一環として、ペイジー口座振替受付サービスを行っています。対応金融機関は、池田泉州・関西みらい・紀陽・三井住友・三菱UFJ・りそなの各銀行とゆうちょ銀行です。ペイジー口座振替手続きに必要なものは、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要)、納付通知書(または被保険者証)です。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9470

### 国民健康保険の届け出は14日以内に

国民健康保険に加入している人は、転出や転居、社会保険への加入などの異動や変更があった場合、速やかに届け出てください。また、転入や社会保険の資格喪失などで新たに国民健康保険に加入する人は、国民健康保険の資格が発生した日(転入日や退職日の翌日など)から14日以内に届け出てください。届け出が遅れると、さかのぼって保険料を納めることになり、その間にかかった医療費は全額自己負担になる場合があります。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9470

**1日(木)から特定健康診査を受診できる医療機関が追加されました**

かい内科クリニック  
 大野台六丁目 ☎366-1366

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9471

## 差別無い 平和な未来 望んでる (令和元年度人権啓発標語から)

### 被保険者証の更新

現在使用している国民健康保険の被保険者証の有効期限は31日(土)です。新しい被保険者証は、今月末までに世帯主あてに郵送します。

なお、保険料に未納がある世帯には、はがきで通知します。印鑑、旧被保険者証、運転免許証など本人確認ができるものを持って、市役所保険年金グループで手続きしてください。また、上記世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの被保険者証は、今月末までに郵送します。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9470

## 労働

### ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳から未就学児までの保育があります。

#### 【エクセル試験対策とワード基礎知識講座】

**とき** 12月12日～令和3年2月6日の毎週土曜日(全8回) ※令和3年1月2日を除く **ところ** 大阪府母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道/大阪メトロ中央線「森ノ宮駅」下車) **受講料** 7,000円(教材費) **定員** 20人(多数の場合は抽選) **申し込み** 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・保育希望者は子どもの名前と年齢、返信面にも郵便番号・住所・名前を書いて、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3-59大阪府谷町福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。11月12日(木)消印有効 ※就職セミナーの受講が必須です。詳しくは問い合わせください **問い合わせ** 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター☎06-6748-0263

### 技能検定受検手数料補助金を交付します

中小企業者および小規模事業者が、従業員に技能検定を受検させて合格した場合に、技能検定受検手数料補助金を交付します。

**対象** 事業所負担で技能検定を受検し合格した従業員がいる事業所 **内容** 各都道府県職業能力開発協会が行う技能検定受検手数料の2分の1の額(100円未満は切り捨て) **申請期限** 技能検定の合格発表から1年以内 **必要書類** 申請書(市ホームページからダウン

ロード可)、事業主が技能検定にかかる経費を負担していることを確認できる書類、技能検定の合格が証明できる書類の写し、納税証明書、技能検定合格者の在職証明書

**問い合わせ** 農政商工グループ☎366-0011

### 仕事を探しているひとり親家庭のお母さん・お父さんへ

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父の就職、転職、職場の悩み相談、職業紹介、就職セミナー、ヘルパー派遣などを行っています。

**とき** 月～土曜日午前10時～午後4時(予約制) ※保育あり **ところ** 大阪府母子・父子福祉センター **申し込み・問い合わせ** 電話で大阪府母子家庭等就業・自立支援センター☎06-6748-0263

### 大阪府最低賃金は964円です

大阪府内の事業場で働くパートやアルバイトなどを含め、すべての労働者に適用され、大阪府内の雇用者は時間額964円以上の賃金を支払う必要があります。今年度の最低賃金の改正はありません。

**問い合わせ** 大阪労働局賃金課☎06-6949-6502、または羽曳野労働基準監督署☎072-942-1308

## 募集

### 小・中学校臨時講師登録

**勤務場所** 市内の小・中学校 **応募資格** 小学校または中学校の教員免許を持つ人 **応募方法** 履歴書と教員免許状の写しを、〒589-8501大阪狭山市役所学校教育グループへ郵送または直接 **問い合わせ** 学校教育グループ☎366-0011

### 東放課後児童会 運営業務委託事業者募集

**業務内容** 東放課後児童会運営業務 ※専用プレハブ教室内で、4クラスの運営業務などを委託するもの(1クラスの定員は40人) **募集期間** 26日(月)午前9時30分～11月6日(金)午後5時 **問い合わせ** 放課後こども支援グループ☎366-0011

## 消防

## 消火器リサイクルシステム

不用になった消火器はごみ収集できません。次のいずれかの方法で処分してください。

## ①直接持ち込むか、引き取りを依頼する

消火器リサイクル推進センターホームページから窓口を検索。または「消火器リサイクル推進センター」☎03-5829-6773

## ②最寄りの指定引取場所に直接持ち込む

ヤマトプロテック(株)大阪工場☎361-7518  
堺市美原区木材通二丁目2-38

## ③ゆうパックによる回収を依頼する

ゆうパック専用コールセンターフリーダイヤル☎0120-822-306

※費用など詳しくは各事業所に問い合わせてください。②以外の指定引取場所については、消防本部に問い合わせてください。エアゾール式簡易消火具は、製造業者に適正なガスの排出方法を確認後、ガスを出し切ってからリサイクルボックスに出してください

問い合わせ 消防本部☎366-0055

## 教育委員会議の傍聴

教育委員会議の傍聴を希望する人は、市役所教育総務グループで手続きをしてください。受け付けは、会議開始の15分前までです。ただし、新型コロナウイルス感染症対策による入場制限や、案件によっては非公開となる場合があります。日程など詳しくは、市ホームページまたは電話で確認してください。

問い合わせ 教育総務グループ☎366-0011

## 防災

## 全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

7日(水)午前11時に、防災行政無線の屋外拡声子局(スピーカー)から、全国一斉試験放送を行います。ただし、天候などにより試験放送を中止する場合があります。

放送内容 チャイム音→「これはJアラートのテストです」(3回繰り返し)→「こちらはぼうさいおおさかさやまです」→チャイム音

問い合わせ 防災・防犯推進室☎366-0011

## 環境

## ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物保管者の皆さんへ

事務所や自宅などで、PCBを含む電気機器(変圧器、コンデンサー、事務用の照明安定器など)を保管・使用していませんか。事業所の電気室、キュービクル、倉庫などの点検をお願いします。PCBを含む電気機器などは、処分期限(高濃度/令和2年度末、低濃度/令和8年度末)までに処理が必要です。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ☎06-6210-9570

## 業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンを持っている皆さんへ

業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンは、簡易点検や廃棄するにあたって産業廃棄物処分業者などへ引き渡すとき、フロン回収

## ☎ ☎ ☎ 夕方は早めのライト点灯を



歩行者は、衣類・靴に反射材をつけましょう  
問い合わせ 黒山警察署

済み証明書の交付が義務付けられています。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ☎06-6210-9570

## 全国地域安全運動

～みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり～

11日(日)～20日(火)に全国地域安全運動が実施されます。期間中の重点項目は、「子どもと女性の犯罪被害防止」、「特殊詐欺の被害防止」、「自動車関連犯罪の被害防止」です。なお、本年は新型コロナウイルス感染防止のため、例年警察で実施している「黒山地域安全大会」や各種キャンペーンは中止します。



## ■特殊詐欺の被害にあわないために

「あなた名義のキャッシュカードが偽装されている」、「カードを新しくする必要があります」などと言われても、

「暗証番号は教えない！」

「キャッシュカードは渡さない！」

市役所を名乗る人から、「還付金がある」と言われても、

「ATMで現金は戻らない！」

## ■自転車を盗まれないために

自転車から離れるときは、

「少しの時間でも必ず施錠！」

問い合わせ 黒山警察署☎362-1234

TSUKIICHI BO-SAI

## 月一防災

## 防災バッグは用意できていますか。油断と慢心が危機を生みます

徒然草という随筆には、「高名の木登り」という一節があります。熟練者は、豊富な経験のもと、成長盛りの若者に「油断しやすい時期・場所はここだよ！」という先見性のあるピンポイントのアドバイスをすることが大事だという油断禁物の教えです。

このような教えを踏まえて皆さんに確認します。

防災バッグは用意できていますか。

防災バッグには、感染症対策として、マスク、体温計、アルコール消毒液とスリッパを追加し、携帯電話の充電器やラジオ用などの乾電池が使えるかどうか確認してください。

それから、水の備蓄も忘れずに。

防災マップや内水ハザードマップ、ため池ハザードマップ、地震ハザードマップを確認し、家の周りで大きな災害の記録がなくても、必ずいざというときの備えを行いましょう。

先人の教えは偉大です。「高台にある我が家は先祖代々災害とは無関係だから大丈夫」という油断や慢心が一番危ないと700年前に兼好法師が教えてくれているのではないのでしょうか。

問い合わせ 防災・防犯推進室☎366-0011



防災行政無線放送テレホンサービス

フリーダイヤル ☎0120-367-707

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます